解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

奈良市肘塚町二九一番地の三

株式会社西鉄工所

代表清算人　西　修

解散公告（第一回）

当法人は、定款の規定により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

茨城県つくば市千現二丁目一番六

財団法人林業科学技術振興所

代表清算人　金谷　紀行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

群馬県前橋市大手町二丁目六番一七号

社団法人群馬県雇用開発協会

代表清算人　児玉　三郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日寄附行為の規定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

東京都中央区新川二丁目一五番七号

財団法人労働法令協会

清算人　氣賀澤克己

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

神奈川県横浜市西区宮崎町五六番地

神奈川県立青少年センター別館内

財団法人神奈川県ユース・ホステル協会

代表清算人　土屋　宏

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為の定めにより平成二十三年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

富山県滑川市上小泉一八〇二番地

財団法人水野奨学会

清算人　石倉　直義

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

石川県金沢市鞍月五丁目一八一

社団法人石川県雇用支援協会

清算人　菱沼　捷二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

長野県長野市南県町一〇四〇―一日本生命長野県庁前ビル六階

社団法人長野県雇用開発協会

清算人　相澤　晴雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

静岡県伊豆市本柿木七〇三番地

財団法人本柿木中組振興会

代表清算人　鈴木　隆美

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議及び主務官庁の許可により平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

静岡市葵区追手町一番六番

社団法人静岡県雇用支援協会

清算人　八木　正敏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

京都市左京区岡崎天王町一三番地二

財団法人加藤定育英会

代表清算人　徳山　詳直

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

大阪府八尾市本町七丁目七番二七号

財団法人西郷会館

代表清算人　西岡　博幸

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

大阪市中央区久太郎町四丁目一番一一号真宗大谷派難波別院内

財団法人真宗大谷派難波別院維持財団

代表清算人　岩田宗之助

解散公告（第一回）

当労組は、平成二十二年八月二十六日行われた組合員全員投票の結果にもとづき、同年十月三十日付けをもって解散し帝人製機労働組合と統合いたしました。当労組に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

兵庫県神戸市西区高塚台七丁目三番三号

ナブコ労働組合

清算人　太田　清志

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

香川県高松市福岡町二丁目三番二号

財団法人香川県自治協会

代表清算人　岡田　好平

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の平成二十二年度臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

愛媛県松山市南堀端町五番地八・四階

社団法人愛媛高齢・障害者雇用支援協会

清算人　鈴木　精視

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十二月九日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

佐賀県佐賀市与賀町二番一一号

財団法人佐賀県高齢・障害者雇用支援協会

代表清算人　渕上　誠

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月四日

長崎県佐世保市八幡町一番一〇号

財団法人佐世保市育英会

代表清算人　朝長　則男